

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月1日から同年6月1日まで

私は、昭和38年4月1日から43年3月31日までの期間においてA社に勤務していたが、この間に退職したことや休職したことは一度も無い。

当時、A社本社から同社B支店への異動を命じられ赴任したが、同社B支店で厚生年金保険に加入するまでの4か月間の被保険者記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された退職金計算書の写し及び複数の同僚の供述などから判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（A社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人及び同僚の供述などから判断すると、申立人は、申立期間当時、A社B支店において開業準備等の業務に従事していたと推認されるが、同社B支店が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和40年6月1日であることが適用事業所名簿で確認できるところ、同社B支店における複数の同僚は「当時、給与は本社から送金されていたと思う。」と供述している上、申立人及び同僚が上司として名前を挙げた複数の者については、申立期間において同社（本社）における被保険者記録が継続してい

ることが確認できることなどから判断すると、申立人の同社（本社）における被保険者資格の喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和40年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA組合B支部における被保険者資格の喪失日を昭和43年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月29日から同年12月1日まで
年金記録を確認したところ、私がA組合の職員として勤務した期間のうち、同組合B支部から同組合C支部に転勤した際の1か月間の被保険者記録が抜けていた。

私はA組合に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持する事業主による証明と押印のある「職歴書」及び事業主の回答から判断すると、申立人はA組合に継続して勤務し（A組合B支部から同組合C支部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主は「当時の人事異動の取扱いからすると、申立人は、昭和43年12月1日付けで異動したと思われる。」と供述しており、A組合B支部における申立人の後任者として同組合（本部）から同組合B支部へ異動したとされる者についても、同組合（本部）において昭和43年12月1日に被保険者資格を喪失し、同日付けで同組合B支部において被保険者資格を取得していることが健康保険厚生年金保険被保険者原票等により確認できることなどから判断すると、申立人の同組合B支部における被保険者資格の喪失日を同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A組合B支部における昭和43年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から47年3月まで
ねんきん特別便で20歳時の12か月が未納となっていることに気が付いた。

申立期間当時はA市に住んでおり、国民年金保険料はアパートの隣室に住んでいた兄が、兄夫婦と私の分を納付してくれていた。

昭和52年8月に私がB町へ転居する時に、兄から国民年金手帳を渡された。年金手帳の昭和46年度の印紙検認台紙が、割印が押されて切り取られている。納付しているということではないのか。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の兄とその妻の国民年金記録は、申立期間のうち昭和46年7月から同年9月までの3か月間が共に未納となっており、兄は、自身と申立人の記録について、「納付した記録が無いのであれば納付していなかったのかもしれない。」と述べている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年2月に払い出されていることが払出簿により確認できるところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、前述の兄夫婦の46年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、当該番号払出時点で、既に納付済みであったことも確認できる。

さらに、申立人の所持している国民年金手帳の昭和46年度印紙検認記録欄には納付したことを示す検認印は無く、印紙検認台紙は割印が押されて切り離されているが、この割印は、納付の有無に関わらず、印紙検認台紙を切り離す際に押すこととしていたものであり、保険料の納付があった

ことを示すものではない。

加えて、申立人の兄が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 1 月 23 日まで
② 昭和 54 年 6 月 28 日から 55 年 3 月 11 日まで

申立期間①については、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 39 年 1 月 23 日となっているが、私は、38 年 5 月 1 日から勤務し、厚生年金保険に加入していた。

申立期間②については、B社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 55 年 3 月 11 日となっているが、54 年 6 月 28 日から勤務し、厚生年金保険に加入していた。

両申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、「申立人のことは覚えているが、申立人が入社した時期は分からない。」と供述している上、雇用保険の被保険者記録も確認できないことから、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことが確認できない。

また、事業主は、「当時の書類が無く、申立人の勤務実態及び保険料控除に係ることは不明である。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚は、「当該事業所における厚生年金保険の取扱いは不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうちの一人は、「当該事業所には試用期間があったと思う。」と供述しており、当該同僚が入社したと

する日と当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる被保険者資格の取得日が相違していることが確認できることから判断すると、当該事業所は従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

- 2 申立期間②については、申立人は昭和54年6月28日からの期間においてB社に勤務していたと主張しているものの、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録において、申立人の資格取得日は55年3月11日となっており、当該資格取得日は、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる上、事業主及び申立人が名前を挙げている同僚の供述からも、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことが確認できない。

また、事業主は、「当時の書類が無く、申立人の勤務実態及び保険料控除に係ることは不明である。」と供述している上、社会保険関係の業務に従事していたとされる者はいずれも所在が不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、前述の同僚は、「当該事業所に試用期間は無かったと思う。」と供述しているものの、当該同僚が入社したとする日と当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる被保険者資格の取得日が相違していることが確認できることから判断すると、当該事業所は従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

- 3 このほか、申立人が両申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の両申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。